

文化部活動等の在り方に関する方針について

以下の理由により、「文化部活動等の在り方に関する方針」（案）を別紙のとおり提出する。

平成31年4月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理由

平成30年12月文化庁において、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。その中で都道府県は、当該ガイドラインに則り「文化部活動の在り方に関する方針」を策定することとなっている。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

○ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

「ガイドライン抜粋」

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

議案概要の説明

部課名 文化財課

1 件名

「文化部活動等の在り方に関する方針」について

2 方針を定める理由

平成30年12月文化庁において、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。その中で都道府県は、当該ガイドラインに則り「文化部活動の在り方に関する方針」を策定することとなっており、方針を策定する必要がある。

3 方針策定の経緯

国のガイドラインに則り、県版の「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するため、「文化部活動の在り方に関する方針」検討委員会を設置し、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に策定された沖縄県教育委員会の「運動部活動の等の在り方に関する方針」を参考に必要な事項等について検討した。

平成31年3月18日の会議を経て、沖縄県の方針（案）としてまとめた。

4 根拠規定

○ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

5 添付資料

○ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

文化部活動等の在り方に關する方針【概要】

平成31年4月 沖縄県教育委員会

方針策定の趣旨

- 生徒にとつて望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。
- 義務教育である中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用(多様な教育が行わわれている点に留意)。
- 小学校段階の文化等の活動についても本方針に準ずる(心身の成長、学校生活への影響等を考慮した適切な活動が行われるよう留意)。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- 市町村教育委員会は「設置する学校に係る文化部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定。
- 文化部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、文化部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の文化部を設置。また、各文化部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。文化部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長、文化部顧問及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び、体罰・ハラスメントの根絶を徹底(学校の設置者等は、支援及び指導・是正)。
- 文化部顧問は、指導手引(関係団体が作成・公開)を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- 成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
 - ・ 学期中は週当たり2日以上の休養日(平日1日、土日1日以上)
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養(オフシーズン)を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。(右上へづく)
- 学校外の様々な活動に参加することは、生徒が多様な学びや経験をする場や興味・関心を深く追求する機会などの充実につながる。
- 今後、学校の文化部活動が関係者一体となり、多様な形で最適に実施されていくことを望む。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる文化部の設置に努める(季節ごとに異なる活動を行う部、レクリエーション志向で行う活動、楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになる活動等)。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、生徒の活動の機会が損なわらないよう、合同部活動等の取組を推進。

(2) 地域との連携等

- 学校の設置者及び校長は、地域の人々の協力や美術館・博物館などの社会教育施設、劇場等の文化施設の活用や各種団体との連携、保護者の理解と協力等による芸術文化等の活動のための環境整備の推進。
- 関係団体等は、県の所管課等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進。また、部活動指導員の任用・配置及び文化部活動の指導者等の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

○ 文化部活動に関する大会の参加資格や運営の在り方等の見直しが行われた場合、県中学校文化連盟においても速やかに見直しを行ふ。

- 県中学校文化連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会等の全體像を把握した上で、大会等の数の上限の目安等を策定。校長は、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないよう参加する大会等を精査。

終わりに

- 学校外の様々な活動に参加することは、生徒が多様な学びや経験をする場や興味・関心を深く追求する機会などの充実につながる。
- 今後、学校の文化部活動が関係者一体となり、多様な形で最適に実施されていくことを望む。

「文化部活動の在り方に関する方針」検討委員会設置要綱

平成31年3月8日

教育長決裁

(設置)

第1条 「文化部活動の在り方に関する方針」の策定に当たって、必要な事項について検討するため、「文化部活動の在り方に関する方針」検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、文化部活動の在り方に関する方針の案について検討する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 検討委員会は、委員の互選により、委員長、副委員長を置く。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が決定する。

(1) 県中文連及び県高文連の代表者

(2) 県文化団体代表者

(3) 県小学校長会、県中学校長会及び県高等学校長会の代表者

(4) 県P.T.A.関係者

(5) 行政関係者

(6) その他教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、県教育庁文化財課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、県教育庁文化財課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

「文化部活動の在り方に関する方針」検討委員会名簿

第3条関係

No	氏 名	所 属 名	役 職	備考
1	仲 田 丘	県中学校文化連盟	会長	嘉数中学校長
2	宮 城 勉	県高等学校文化連盟	会長	那霸高校長
3	山 里 望	県吹奏楽連盟	会長	首里中学校長
4	高 森 新 一	県小学校長会	会長	美里小学校長
5	具 志 堅 弘	県中学校長会	会長	玉城中学校長
6	小 成 善 保	県高等学校長協会	会長	首里高校長
7	石 川 謙	県PTA連合会	会長	
8	宮 城 光 秀	県高等学校PTA連合会	会長	那霸高校PTA会長
9	本 仲 範 男	県市町村教育委員会連合会	会長	那霸市教育委員会
10	濱 口 寿 夫	県教育庁文化財課	課長	

※検討委員事務局

No	氏 名	所 属 名	役 職	備考
1	横 山 さ ゆ り	県教育庁文化財課管理班	班長	
2	喜 屋 武 浩	県教育庁文化財課管理班	指導主事	